

令和7年度広島支部収支について



令和 8 年 7 月 1 3 日
全国健康保険協会広島支部

令和7年度の広島支部の収支（暫定版）

（百万円）

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	10,804,150	11,101,881	276,697	279,779
支出	10,804,150	10,422,374	276,697	262,187
収支差（準備金）	0	679,508	0	17,592
全国平均分	－	679,508	－	17,176
地域差分	－	－	－	416

全国計の収支差（剰余金）に総報酬按分率（全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合）を乗じ、広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $17,592 - 17,176 = 416$

加入者1人あたり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 全国計の決算見込みの収支差を総報酬按分した場合、広島支部は収支差がプラスになった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の増加が小さい傾向にある。

令和7年度の広島支部の収支（暫定版）

（百万円）

		全国計	広島支部
収入	保険料収入	11,054,642	278,592
	一般分	11,053,235	278,556
	その他収入	47,240	1,188
	債権回収以外	31,739	802
	債権回収	15,501	385
	計	11,101,881	279,779
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	5,860,630	146,769
	医療給付費（国庫補助を除く）（A）－（B）	5,860,630	149,677
	医療給付費（A）	5,862,500	149,677
	災害特例分（B）	令和5年度の協会手当分（B1） 波及増分（B2）	- -
	年齢調整額	-	1,000
	所得調整額	-	▲3,909
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	574,713	14,527
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	3,652,979	92,337
	業務経費（国庫補助を除く）	196,277	4,961
	一般管理費（国庫負担を除く）	84,474	2,135
	その他支出	53,300	1,347
	令和5年度の収支差の精算	-	▲155
	令和5年度のインセンティブ	-	266
	加算額	10,351	266
	減算額	▲10,351	0
	計	10,422,374	262,187
収支差		679,508	17,592
	全国平均分	679,508	17,176
	地域差分	-	416

※ 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

(注意)

1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A) から控除するものである。
また、(B2) は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5. 「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和5年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

令和7年度広島支部の収支（対前年度比 暫定版）

（百万円）

		令和7年度	令和6年度	差額（令和7年度－令和6年度）
収入	保険料収入	278,592	270,084	8,508
	一般分	278,556	270,049	8,507
	その他収入	1,188	857	331
	債権回収以外	802	489	314
	債権回収	385	368	17
	計	279,779	270,940	8,839
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	146,769	142,883	3,886
	医療給付費（国庫補助を除く）（A）－（B）	149,677	145,461	4,216
	医療給付費（A）	149,677	145,461	4,216
	災害特例分（B）	令和5年度の協会手当分（B1）	-	-
		波及増分（B2）	-	-
	年齢調整額	1,000	1,141	▲141
	所得調整額	▲3,909	▲3,720	▲189
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	14,527	13,843	684
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	92,337	89,154	3,183
	業務経費（国庫補助を除く）	4,961	4,769	193
	一般管理費（国庫負担を除く）	2,135	1,613	522
	その他支出	1,347	1,374	▲27
	令和5年度の収支差の精算	▲155	▲1,501	1346
	令和5年度のインセンティブ	266	263	3
	加算額	266	263	3
	減算額	0	0	0
	計	262,187	252,397	9,790
収支差		17,592	18,543	▲951
	全国平均分	17,176	16,790	386
	地域差分	416	1,753	▲1,337

※ 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

令和7年度の広島支部の収支差の保険料率換算（暫定版）

	支部別収支差（地域差分） （a）	総報酬額（令和7年度） （b）	保険料率換算 （a） / （b） ×100
広島支部	416 百万円	2,793,942百万円	0.01 %

- 令和9年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和7年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和9年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和7年度の支部の収支差（地域差分）を令和9年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を令和7年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。

⇒ この結果、広島支部の令和9年度保険料率算定時には、令和7年度の収支差 416 百万円が収入に加算されることから、保険料率に対してマイナス影響（引き下げ要因）となる。